

令和7年度ツキノワグマ及びニホンジカ等対応技術講習会開催業務委託仕様書

茨城県（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に委託するツキノワグマ及びニホンジカ等対応技術講習会開催業務の仕様は、以下のとおりとする。

1 業務の目的

今年度、県内においてツキノワグマの目撃情報が寄せられたことから、今後の出没に備え、市町村職員および狩猟関係者を対象に、ツキノワグマによる人身被害防止のための注意喚起や意識啓発を図る必要がある。また、目撃された場所ではニホンジカの生息も確認されており、ニホンジカ等の有害鳥獣捕獲に用いるくくりわなに、ツキノワグマや国の天然記念物に指定されているニホンカモシカの誤認捕獲の恐れがある。

このため、これらの捕獲技術に関する専門知識の向上を図り、捕獲の担い手となる人材の確保・育成により、捕獲に取り組む体制づくりを進める。

2 業務の内容

（1）開催時期

令和8年1月～令和8年3月のうち1日間（平日）

※詳細は、甲乙協議のうえ決定する。

（2）開催場所

茨城県狩猟者研修センター（茨城県笠間市石寺680）を予定

※詳細は、甲乙協議のうえ決定する。

（3）対象者

茨城県内の狩猟関係者、市町村有害鳥獣捕獲隊員、県・市町村職員等100名程度

（4）講習内容

- ① 緊急銃猟制度の概要説明 （座学：1．5時間程度）
- ② ツキノワグマの生態に関する講習 （座学：1時間程度）
- ③ ニホンジカの生態及び捕獲技術に関する講習（座学：1時間程度）
- ④ ツキノワグマ及びニホンカモシカの誤認捕獲時の対応に関する講習
（座学：0．5時間程度）
- ⑤ くくりわなやクマスプレーなど捕獲及び誤認捕獲対応に必要な資材の紹介・体験
（実習：0．5時間程度）

（5）講習資材の手配

（4）講習内容⑤で使用する誤認捕獲軽減用くくりわな等必要な装備一式を手配すること。なお、誤認捕獲軽減用くくりわなについては、講習会終了後、甲に納品するものとする。

※詳細は、甲乙協議のうえ決定する。

想定装備 ①錯誤捕獲軽減用くくりわな 9基（3種類×3基）
②訓練用クマスプレー（10本）、轟音玉などクマ撃退グッズ（1個）
③ドラム缶式箱檻わな 一式

（6）留意事項等

- ①業務開始時に打合せを実施すること。なお、必要に応じて、打合せを追加的に実施することができるものとする。
- ②講義内容は、事前に甲乙協議のうえ決定する。写真や映像を活用するなど、受講者の関心を高め、理解が深まる内容とすること。また、受講者に自身の捕獲技術の見直し及び改善を促し、捕獲効率を上げるために有用な実践的な内容を含めること。
- ③想定される具体的な業務は、次のとおり。
 - ア 講師の手配、連絡調整、謝金及び旅費の支払い
 - イ 受講者の募集及び受講者名簿の作成
 - ウ 講習会資料（テキスト等）及び資材の作成・手配、代金の支払い
 - エ 講習会当日の事務処理及び運営
 - オ 講習効果の測定及び分析（アンケートの実施）
 - カ その他講習会の開催に必要な事務

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 成果物

業務終了後、業務完了報告書（上記業務の状況を記録した写真、講習会において使用した資料等を含む）を提出すること。（紙1部及びデーター式）

5 その他

- ・乙は、本業務中に生じた乙の責めに帰する諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、乙が一切を処理するものとする。
- ・乙は、本仕様に疑義が生じたとき、本仕様によりがたい事由が生じたとき、又は本仕様に定めのない細部については、甲と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- ・乙は、新型コロナウィルス感染症等の感染対策を講じるとともに、感染状況を踏まえ、業務の実施方法等について適宜甲と協議すること。